

被虐待児童の保護者に対する援助・治療方法に関する研究

藤 川 浩

(大正大学大学院人間学研究科)

<要 旨>

本研究では、被虐待児童の保護者に対する効果的な援助・治療方法を究明することを目的として、児童養護施設において参与的観察及び半構造化インタビューを実施し、被虐待児童の保護者への援助・治療における問題点について分析するとともに、今後具体的な援助・治療方法を策定する際の諸課題について考察した。現在まで、8施設において半構造化インタビューが実施され、2施設において参与的観察が進められている。その結果、保護者への援助・治療を困難にしている要因として、①保護者が抱える問題性の深さ、②援助・治療方法が模索の段階にあること、③養護施設の児童養護に対する姿勢の多様性、④保護者支援のマネジメントが明確でないこと、などの点が指摘された。そして、それらを踏まえて、被虐待児童の保護者に対する援助・治療を策定していく上での課題について考察を行い、これからは、個別性や柔軟性の高い援助・治療方法の探究が必要であること、児童養護施設の職員をはじめとする被虐待児童や保護者の援助・治療に携わる専門職に、より高い臨床的能力が求められてくることなどが示唆された。

<キーワード>

児童虐待、保護者支援、児童養護施設、家庭支援専門相談員、質的研究法

【はじめに】

児童虐待は、その防止に向けた様々な取り組みにもかかわらず依然として増加傾向にあり、児童の死に至る深刻な事案も跡を絶たない状況にある。児童虐待の防止に向けた研究は、その定義に始まり、発見及び予防のための取り組み、被虐待児童の保護と個別的な援助・治療方法、虐待を行った保護者への働きかけ、家族再統合への支援、司法機関の関与等の制度的検討など、多岐に渡っている。

中でも、被虐待児童本人に対する働きかけとともに、虐待を行った保護者に対する援助・治療方法については、児童虐待の問題に対応する上で特に重要な課題となっていると考えられる。

すなわち、親から深刻な虐待を受けた子どもたちであっても、こころの中では再びその下に温かく受け入れられることを願っていることが少なくない。また、児童虐待の再発を防止するためには、被虐待児童本人に対する働きかけのみならず、その児童がいずれその保護の下に戻る、あるいは再統合が困難であっても生涯にわたって家族関係を持ち続ける親に対して、効果的な援助・治療を行い、虐待が繰り返されることのない親子関係を再構築していくことが重要になると考えられるからである。

実際に、近年、このような家族再統合の重要性は広く認められるようになり、2004年施行の

児童虐待防止法の改正及び 2005 年施行の児童福祉法の改正においてその必要性が指摘され、例えば、家庭裁判所による都道府県知事に対する保護者指導措置の勧告制度が新たに創設されるなど、立法による制度的対応が図られるなどしている。

ところが、この課題に関する研究動向を見ると、被虐待児童本人への対応については、これに関与する様々な機関により多くの実践例や研究が報告されているのに対し、被虐待児童の保護者に対する援助・治療方法については、いくつかの児童福祉機関において先進的なプログラムが実践されているに過ぎず、また、まとまった研究としても数年前によく着手、報告されるようになったのが実情である(庄司ら(2002、2003、2004)、奥山ら(2004)ほか)。

このため、各臨床実践の場においては、人的手当も十分ではない中で、いわば手探りの状態でこれに取り組んでいるというのが実情となっている。したがって、被虐待児童の保護者に対する効果的な援助・治療方法に関する研究は、現在最も急がれている研究課題の一つであると言えることができるであろう。

そこで、本研究では、被虐待児童の保護者に対する効果的な援助・治療方法を究明することを目的として、その実情をできる限り実態に即して調査し、何がこの研究分野において障害となり問題となっているのかについて検討するとともに、今後の具体的な援助・治療方法を策定する際の諸課題について考察することにしたい。

【対象と方法】

1. 研究対象

以上の研究目的を達成するため、本研究にお

いては、研究対象として、親子分離が必要とされるような深刻な虐待を受けた児童の多くが保護され、被虐待児童に対する援助・治療的働きかけとともに、保護者との家族再統合のための実践が取り組まれている児童養護施設を対象とした。具体的には、この分野の専門家の意見を参考とし、特に意欲的な取り組みがなされていると評価されている児童養護施設を中心に全国の 8 施設を選定した。

2. 方法

研究方法としては、箕浦(1999)のマイクロ・エスノグラフィーに基づき、児童養護施設の施設長及び指導担当者に対する半構造化インタビューと、児童養護施設での日常生活場面における参与的観察を実施した。

本研究においてこのような質的研究方法を採用した理由は、前述のように、この分野に関する研究はようやく着手され、その問題点や課題の究明が模索されている状況にあると考えられるところ、そのような段階においては、従来からの仮説検証型の実証的研究方法を用いたのでは、現実を符号や数値に置き換えようとした瞬間にそこからこぼれ落ちてしまうものが大きすぎ、多様かつ個別的な対象を的確に捉えることが困難であると考えられたからである(藤川、2006)。そこで、本研究では、質的研究法の中でも現実に即して実情を把握しようとする面が大きい参与的観察と、より問題点を焦点化して把握することができる半構造化インタビューを併用することとした。

結果は、半構造化インタビューにおいては録音され、また参与的観察においてはフィールドノートに記載され、分析データとされた。分析

方法は、Flick(2002)による、会話の時間的流れに焦点を当てた分析手続であるシーケンス分析を採用した。

現在まで、8施設の施設長及び児童指導員に対して半構造化インタビューが実施され、2施設において参与的観察が進められている。

【結果と考察】

1. 保護者に対する援助・治療の実情

(1) 入所中の被虐待児童について

各児童養護施設の施設長によると、入所児童が措置されている事由は多様であるが、全体の約7割から9割の入所児童が、保護者から何らかの虐待を受けている被虐待児童であるとのことであった。

このうち、保護者が虐待の事実を認めず、児童の施設入所に同意をしないような場合は、児童相談所長等は、児童福祉法第28条に基づいて家庭裁判所の承認を得てその児童を児童養護施設等に入所させることになる。このような事例では、保護者の強引な引き取りなどが予測されることから、保護者への接触や積極的な働きかけは、被虐待児童の心情の安定と保護者の変化を見極めながら、その都度児童相談所の担当児童福祉司の許可を得るなどして、慎重に取り組まれていた。

したがって、このような事例においては、保護者に対して援助・治療を行うのは困難となると考えられるが、実際には、児童福祉法第28条に基づく措置児童は、各児童養護施設とも、多くても数例しか見られず、入所中の被虐待児童の多くは、保護者に対する働きかけが不可能とまでは認められない事例であった。

(2) 人的、組織的態勢について

児童養護施設における被虐待児童への対応については、厚生労働省によって、2001年から定員50人以上の児童養護施設に被虐待児の個別ケアを行う「被虐待児個別対応職員」が配置され、2004年からすべての児童福祉施設に総合的な家族調整を行う「家庭支援専門相談員(ファミリー・ソーシャル・ワーカー)」が配置されるなど、被虐待児童や家族への対応のための人的整備が進められている。本研究の調査対象8施設のすべてにおいても、これらの職員が配置されていた。

しかし、その活動の実際を見ると、各児童養護施設間で差が認められた。すなわち、家庭支援専門相談員の活動内容については、①制度趣旨どおり家庭支援専門相談員が専ら家族調整に当たっている施設が1箇所、②他の児童指導員とともにこれに当たっている施設が2箇所、③家庭支援専門相談員でありながら実質的には他の児童指導員と同様の養護活動に従事している施設が5箇所、となっていた。

また、これと同時に、各児童養護施設の被虐待児童の保護者に対する援助・治療的取組みの必要性に対する認識においても、かなりの差が認められた。すなわち、①保護者への援助・治療活動に積極的に取り組んでいる施設が2箇所、②その必要性を認めながら人員不足等から十分には取り組めないでいる施設が5箇所、③児童の心情の安定に重きを置いて保護者援助等には消極的な施設が1箇所、となっていた。

(3) 保護者教育プログラムについて

すべての研究対象施設において、被虐待児童の保護者の援助・治療を効果的に行うため

には、保護者の問題に適切に働きかけることのできる教育プログラムの策定が望まれるとの意見であった。しかし、実際にマニュアル化された保護者教育プログラムが実施されている児童養護施設は、研究対象施設のうち1箇所のみであった。

その施設は、もとは米国に本拠を持つ団体が運営しており、その本部で開発された親教育プログラムである「コモンセンス・ペアレンティング (Common Sense Parenting、CSP)」を、2000年から、入所中の児童の保護者に対して実施していた。このCSPでは、身体的虐待の多くにおいて親はしつけをしよとして起こしていることに着目し、行動療法の理論背景のもとに、暴力的なしつけではなくより適切なしつけ行動を学習できるよう構成されており、ビデオ教材を用いたモデリング、ロールプレイ、グループディスカッション等のセッションが各2時間計6回行われていた。

(4) 実際の援助・治療事例について

参与的観察の中から、実際に被虐待児童の保護者に対して援助・治療が行われている事例を抽出して分析を進めた。

このうち、児童養護施設が中心となって、保護者に対する援助が行われている事例として、離婚している実父とその後妻から身体的暴力を受けて措置されている中学3年生の男児の事例がある。この事例では、主に家庭支援専門相談員が、児童相談所の担当児童福祉司と連携を取りながら、実母の家庭への復帰が模索されていた。児童養護施設の中では、家庭支援専門相談員やボランティアなどによって、児童の心情的安定を図るための個別的な関わりが行われてお

り、また、児童の一時帰宅の際には、家庭支援専門相談員や児童指導員らが付き添い、実母の家庭において実母と面接を行い、その環境調整が進められていた。

また、児童養護施設が、保護者の地域の援助・治療機関と連携を取りながら家族再統合が試みられている事例として、重いアルコール依存症の実母との母子家庭であったところ、幼少時期に実母の病状が悪化し、身体的虐待を受けたため児童養護施設に措置された中学2年生の男児の事例がある。この事例では、実母について、地域の医療機関を中心とする治療ネットワークが組織されており、定例のミーティングが開かれ、実母への治療の進捗状況と児童との面会などについて話合いが行われていた。児童を担当する児童指導員がこの定例ミーティングに参加しており、実母の病状について主に主治医や地域の保健師から説明を受けるなどして、児童と実母との面会の実現に向けた取組みがなされていた。

ただし、これらの事例は、被虐待児童とその保護者の全体から見ると少数であり、多くは、児童養護施設においてそのための特別な援助・治療は受けることがなく、保護者からの申し出による面会や一時帰宅を重ねるなどする中で、諸条件が整った段階で家庭に戻っていくというのが実情となっていた。

2. 保護者への援助・治療を困難にしている要因

このように、被虐待児童の保護者への援助・治療が必ずしも積極的には進められていない実情の背景にある要因について分析を進めたところ、次のような要因を認めることができた。

(1) 保護者が抱える問題性

最も強く認められた要因は、被虐待児童の保護者が抱える問題性の深さであった。すなわち、被虐待児童の保護者の問題性は多様かつ深刻であり、例えば、前述の事例のように重い精神上の問題を有していたり、社会経済的側面において過酷な状況にあつたり、配偶者や交際相手との関係において不安定な状態にあつたりなど、保護者自身が大きな問題を抱えており、被虐待児童の一時帰宅や帰住を容易に進めることが困難な実情にあることが、その援助・治療を進めるに当たっての大きな障害となっていることが認められた。

(2) 援助・治療方法の模索

また、多くの児童養護施設において、どのようにして被虐待児童の保護者の援助・治療を行えばよいのかといった援助・治療方法を確立することが急がれているとの指摘がなされた。

この点について、本研究において唯一実施されていた CSP という保護者教育プログラムについて見てみると、このプログラムの実施に当たっては、適用対象者として身体的虐待を行った親で自らの養育態度を見直そうという動機付けがあり、かつ、精神疾患や深刻な経済的問題を有さない者が限定的に選ばれていた。すなわち、あらかじめ効果が期待できる、主に不適切な養育態度が問題となっている家族が慎重に選ばれて実施されており、保護者に精神疾患等の深刻な問題性が認められる事例については、適用から除外されていた。

このように、定型的なプログラムでは改善が困難な問題性の大きい保護者については、援

助・治療方法は模索の段階にある実情があらためて明らかとなった。

(3) 養護施設の児童養護に対する姿勢

前述のように、各児童養護施設の保護者に対する援助・治療活動への取組状況を見ると、施設間に比較的大きな差が認められた。

このような差異を生じさせている要因について検討したところ、施設長や施設職員の児童養護に対する考え方の相違が、大きく影響していることが認められた。すなわち、ある児童養護施設においては、被虐待児童であっても、可能であれば家庭復帰が積極的に模索されていたのに対し、他の児童養護施設では、施設内での児童の心情の安定に重きが置かれ、家庭復帰に向けた取組みの多くは、その児童が年齢的に施設を卒園する段階に近づいて初めて行われていた。後者の施設長は、児童養護施設は家庭に代わる場所として児童が心安らかに暮らすことができるようにすることが大切で、そのためにも保護者との過度の交流は控えるよう心がけていると述べていた。

こうした各施設の児童養護観に基づく性格の差異は、そこに措置される児童の性質にも反映されており、例えば、施設内での児童の心情の安定等に重きを置いて保護者に対する援助・支援には積極的とは言えない施設には、家庭的に恵まれず家族再統合が著しく困難と思われる子どもたちが多く措置されるようになるなど、児童相談所によるマッチングが留意して行われており、そのことが更に各施設の性質を形成するといった循環が認められた。

(4) マネージメントの問題

前述の2事例では、児童養護施設における保護者に対する取組みとして、保護者との面会や一時帰宅などを通じて家庭支援専門相談員や児童指導員が主体的に関与する場合と、地域の医療や福祉機関がチームとして保護者にかかわっており、児童養護施設の職員はそれらに出席する形でかかわる場合とが見られた。

このような差が生じる背景としては、個々の事例の特質によるものと考えられたが、実際の事例を分析すると、そこには家族再統合に向けて積極的に関与し、各関係機関の諸活動を的確にマネジメントしている専門職の存在が認められた。そのような専門職は、地域医療の医師や保健師の場合もあれば、児童相談所の児童福祉司の場合、児童養護施設の家支援専門相談員の場合などが見られた。

こうした特定の専門職の活動に依拠しやすい傾向は、被虐待児童の保護者に対する援助・治療活動のように、関係する各専門機関の間の密接な連携が求められる分野においてはやむを得ない面が認められる。しかし、その中には、適切な保護者支援が得られれば家族再統合が実現できると見込まれる事例において、そのようなキーパーソンが存在していないがゆえに家庭復帰が思うように進捗しなくなるといった危険性も認められた。

3. これからの課題

以上のような保護者に対する援助・治療の実情とそれを困難にしている要因の分析から、これから被虐待児童の保護者に対する援助・治療方法を策定していく上で課題となると考えられる事項がいくつか示唆された。

第1は、児童虐待という問題の性質を踏まえ

た効果的な保護者に対する援助・治療方法の策定の必要性である。この問題が困難である主たる要因には、被虐待児童やその保護者の問題が多岐にわたっており、しかも、それぞれが深く、輻輳しているという問題の性質の深さにあると考えられる。

こうした問題に対しては、あらかじめ定型化されたような援助・治療プログラムでは限界があるように考えられる。実際にも、現在実施されている保護者教育プログラムは、極めて限定された対象者にのみ行われている実情にあった。

そこで、第2に、個々の事例に適合した、より個別性や柔軟性の高い援助・治療方法の探究といった課題が認められる。すなわち、これからは、深刻な虐待を受け、その背景に保護者の問題性が大きく認められるようなケースにおいて、いかに保護者に対する援助・治療を行い、家族の再統合を実現していくのが課題となるものと考えられる。

その際には、第3として、この問題の性質から関係機関の間の連携の重要性を踏まえて、適切なマネジメント態勢の確立や人的整備の必要性といったハード面での検討も求められるものと考えられる。

最後に、児童養護施設における被虐待児童や保護者に対する働きかけの重要性について指摘しておきたい。

児童養護施設においては、家庭復帰が期待できるケースを中心に、主に親子の接触機会の増大を目的に保護者に対する援助が実施されており、保護者の問題性に直接働きかける取組みは限られた範囲でのみ行われているのが実情であった。しかし、児童養護施設は、虐待を受けた子どもたちが実際に生活し、また、面会などを

通じて保護者と交流を重ねていく場でもある。ここにおける日々の取組みの重さは、関係機関において限られた時間と場所で実施される種々の働きかけに比べて、決して小さくはないことが容易に認めることができよう。

すなわち、日常の養護実践の中で、児童と保護者との関係改善に向けたわずかな徴候を的確に捉え、児童と保護者の両者に対して、家族再統合に向けた適切な働きかけを積み重ねていくこと、また、児童相談所、保健所等の関係機関はもとより、地域社会のネットワークも視野に入れつつ、関係者の協働関係を構築、発展させていく力が、これからは求められてくるものと考えられる。更には、保護者との接触がかなわない子どもたちに対しても、適切なかわりを積み重ねていくことが必要となってくるものと考えられる。

【まとめ】

被虐待児童の保護者に対する効果的な援助・治療方法を検討することを目的に、児童養護施設における実情と問題点について調査研究を行った。その結果から、これからは、より深刻な問題を抱える保護者に対していかにかわるかが課題となっており、そのためには、適切な援助・治療方法の探究とともに、児童養護施設の職員をはじめとする、被虐待児童と保護者に対する援助・治療活動に携わる専門職に、より高い臨床的能力が求められてくるものと考えられた。

こうした課題を更に究明していくため、引き続き児童養護施設における調査研究を継続していきたいと考えている。

【文献】

- Flick, U.、2002、An Introduction to Qualitative Research、2nd edition、Sage、Thousand Oaks (小田博志、山本則子、春日常、宮地尚子訳、2002、「質的研究入門—(人間の科学)のための方法論、春秋社、245-261)
- 藤川浩、2006、心理臨床における質的研究について、大正大学臨床心理学専攻紀要、9、24-31
- 箕浦康子、1999、フィールドワークの技法と実際—マイクロ・エスノグラフィー入門—、ミネルヴァ書房
- 奥山眞紀子ほか、2005、子ども・家庭への支援・治療をするために—虐待を受けた子どもとその家族と向き合うあなたへ—、財団法人日本児童福祉協会
- 庄司順一・武藤安子・佐藤拓代ほか、2002、被虐待児童の保護者への指導方法の開発に関する研究、厚生科学研究(こども家庭総合研究事業)平成13年度研究報告書、5、3-314
- 庄司順一・武藤安子ほか、2003、被虐待児童の保護者への指導方法の開発に関する研究、厚生科学研究(こども家庭総合研究事業)平成14年度研究報告書、9、3-195
- 庄司順一・武藤安子ほか、2004、被虐待児童の保護者への指導方法の開発に関する研究、厚生科学研究(こども家庭総合研究事業)平成15年度研究報告書、9、117-326
- 四方耀子・増沢高・大川浩明、2004、アメリカにおける児童虐待の対応視察報告書、子どもの虹情報研修センター

研 究 助 成

社会学·社会福祉学的研究

